

祝辞 — 今国会会期中の公訴時効見直しを目指して

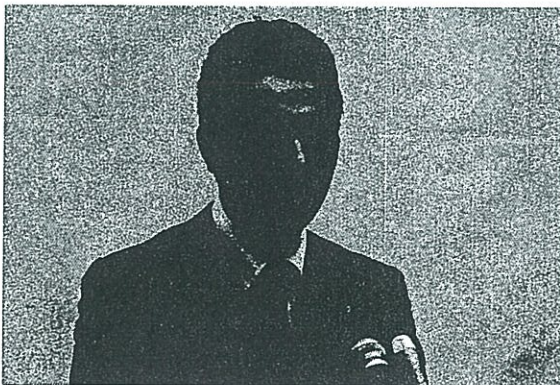
加藤公一 法務副大臣

昨年9月より法務副大臣に就任しました加藤公一でございます。本日は第10回の記念大会にお招きいただきありがとうございます。これまでの皆様のご努力の結晶として、この大会を迎えられましたことを心よりお慶び申し上げます。あすの会の皆さんが、日々、地道に活動を続けてこられたこと、そしてその活動によって、今日の犯罪被害者の権利に対する国民の意識の変革に大変大きな役割を果たしていただいたことに対して、深く感謝いたします。

政治家という立場上、私もいろいろなお意見を頂きます。その中で、被害に遭われた皆さんからは、ひとつひとつの犯罪による痛みや苦しきももちろんですが、その後の司法手続きや社会生活などにおいて、大変大きな困難を抱えているという声をお聞きます。また、被害に遭われた皆さんの心の痛みの深さは、私どもには容易に理解できるものではないことも承知しており、私のみならず新政権の下、法務省としまして皆さんの困難や苦しきに対して、できる限りのサポートをさせていただきたいという気持ちであります。

皆さんのご努力もあって、犯罪被害者等基本法が成立して5年以上が経ちました。この基本理念に、犯罪被害者の個人の尊厳を重んじ、相応しい処遇を保障する権利を有することが明記されております。この理念に基づき、千葉大臣、中村政務官ともども、法務省の政務三役として、これまで以上の努力をしていきたいと考えています。

一昨年の暮れには被害者参加制度が始まり、ちょうど1年が経過しました。1年間で850名の方が裁判所の許可の下、被害者参加人として裁判に参加したと承っています。一昔前であれば、このような制度が日本の司法制度に組み入れられることは想像できませんでした。この制度はまさに、犯罪被害者の会の皆さんのご努力があり、そしてそれが多くの国民の理解につながり、世の中を動かし



た成果であると感じております。

ここで、皆さんが関心をお持ちの、これから先の課題である公訴時効の見直しの件について少し触れておきたいと思えます。公訴時効の見直しについては、これまでも多くのご意見、ご要望をいただいています。数年前、すでに公訴時効の延長がなされました。しかし、これについては昨年9月の新政権発足直後から、皆さんの思いを受け止めながら政務三役でも議論を重ね、昨年10月に法制審議会に諮問をいたしました。今、審議会で深い議論を期待しているところです。岡村先生にも委員としてご参加いただき、ご意見を賜っております。

ちょうど通常国会がスタートし、予算の議論に続いて各種法案の審議に入ります。私自身、この国会のうちに何とか公訴時効の見直し、刑事訴訟法の改正案を国会に提出し、6月16日の会期末までに成立を目指したいと考えております。今、確定的なことを申し上げることはできませんが、法案提出に向けて準備に入っていますし、数年前の公訴時効延長から、僅かな期間を経てさらに一歩進めるということになれば、ある程度皆さんが想像されているような中身になるのではないかと考えております。かなり思い切ったことも含めて法案を作成し、国会でご理解を得て、会期末までに成立をさせたいという強い意思を持っていることはお伝えしておきたいと思えます。あわせて現在、時効が進行している事案への適用をどうするのかということも大きな課題です。これについても法制審議会で議論しており、国会においてもさまざまなご意見があることは承知していますが、このタイミングで法案を出す以上、小手先だけで少し変えるだけではない。そういう覚悟であることはお伝えいたします。これから先、与野党問わず議員の皆さんにご議論いただき、ご意見を出していただきながら、審議が進められればと思います。

皆様からも、積極的にご意見、ご要望をお聞かせいただき、私や政務三役のみならず、国会のメンバーひとりひとりに皆さんのお気持ちを伝えていただければ、審議もスムーズになるものと存じます。

これまで大変なご苦勞があつてここまでの道のりを歩んでこられた皆様ですが、今後、さらに社会をよりよきものにするために大きな力を発揮していただけますよう、またあすの会がますますご発展されますとともに、ご来会の皆様のご健勝をお祈りいたします。本日はお招きいただきありがとうございました。